

議案第 6 2 号

羽曳野市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の
制定について

羽曳野市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 10 月 7 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

個人の市民税の寄附金税額控除の対象となる公益信託の信託財産とするために支出する寄附金の要件を見直すほか、所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市税条例の一部を改正する条例(令和6年羽曳野市条例第23号)の一部を次のように改正する。

羽曳野市税条例第23条第1項第2号の改正規定中「同項第2号中」の次に「又は大阪府教育委員会」を削り、「」を加え、「第2条」に、「金銭」を「第2条第1項第1号」に改め、「規定する公益信託」の次に「であつて、当該公益信託に係る公益事務(同項第2号に規定する公益事務をいう。))の内容が羽曳野市民の利益の増進を目的とすると認められるもの」を加え、「金銭であつて、その信託終了の場合において、その信託財産が市に帰属するもの」に改める。

附則第2条に次の1項を加える。

- 2 この条例による改正後の羽曳野市税条例第23条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、令和9年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和8年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

羽曳野市税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
羽曳野市税条例(昭和 57 年羽曳野市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。 第 23 条第 1 項中「若しくは金銭」を削り、同項第 2 号中「又は大阪府教育委員会」を削り、「<u>「公益信託ニ関スル法律(大正 11 年法律第 62 号)第 1 条」を「公益信託に関する法律(令和 6 年法律第 30 号)第 2 条第 1 項第 1 号」に改め、「規定する公益信託」の次に「であつて、当該公益信託に係る公益事務(同項第 2 号に規定する公益事務をいう。)の内容が羽曳野市民の利益の増進を目的とすると認められるもの」を加え、「金銭であつて、その信託終了の場合において、その信託財産が市に帰属するもの」を「当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金」に改める。</u> 附則第 2 条の 4 を削る。 附 則 第 1 条 省略 (市民税に関する経過措置) 第 2 条 1 省略 2 この条例による改正後の羽曳野市税条例第 23 条第 1 項(第 2 号に係る部分に限る。)の規定は、令和 9 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 8 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。	羽曳野市税条例(昭和 57 年羽曳野市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。 第 23 条第 1 項中「若しくは金銭」を削り、同項第 2 号中「公益信託ニ関スル法律(大正 11 年法律第 62 号)第 1 条」を「公益信託に関する法律(令和 6 年法律第 30 号)第 2 条」に、「金銭」を「当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金」に改める。 附則第 2 条の 4 を削る。 附 則 第 1 条 省略 (市民税に関する経過措置) 第 2 条 1 省略